

議案第17号

西脇市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月27日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

都市公園法の一部を改正する法律の施行による都市公園法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

## 西脇市都市公園条例の一部を改正する条例

西脇市都市公園条例（平成17年西脇市条例第 138号）の一部を次のように改正する。

第2条の3中「10平方メートル」の右に「（市の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を、「5平方メートル」の右に「（当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第2条の4中「政令第6条第2項から第5項まで」を「政令第6条第2項から第6項まで」に改める。

第2条の5の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第2条の6 政令第8条第1項の規定による条例で定める割合は、100分の50とする。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。